

上尾市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月17日

上尾市長 畠山 稔

上尾市規則第41号

上尾市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則

上尾市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成17年上尾市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「（利用者登録）」に改める。

第6条の見出しを「（利用者登録の要件）」に改め、同条第1項中「予約システムの利用の登録」を「前条の規定による予約システムの利用の登録（以下「利用者登録」という。）」に改め、同条第2項中「予約システムの利用の登録」を「利用者登録」に改める。

第7条の見出しを「（利用者登録の申請）」に改め、同条第1項中「予約システムの利用の登録」を「利用者登録」に、「上尾市公共施設予約システム利用登録申請書」を「利用者登録申請書」に改め、同条第2項中「予約システムの利用の登録」を「利用者登録」に改め、同条第3項中「利用登録申請書」を「利用者登録申請書」に改める。

第8条の見出しを「（利用者登録通知書の交付等）」に改め、同条第1項中「予約システムの利用の登録」を「利用者登録」に、「利用の登録の要件」を「要件」に、「を予約システムの利用者として登録する」を「について利用者登録をする」に改め、同条第2項中「前項の規定による登録」を「前項の規定により利用者登録」に、「上尾市公共施設予約システム利用登録確認書（第2号様式。以下「登録確認書」という。）」を「利用者登録通知書」に、「同項の規定により予約システムの利用者として登録された」を「当該利用者登録を受けた」に、「から第3号様式まで」を「及び第2号様式」に、「その登録確認書」を「その利用者登録通知書」に改め、同条第3項中「第1項の規定による予約システムの利用の登録」を「利用者登録」に、「前項」を「第2項」に、「登録確認書」を「利用者登録通知書」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の利用者登録通知書は、別に定める。

第8条の2の見出しを「(利用者登録の更新)」に改め、同条第1項中「前条第3項」を「前条第4項」に、「当該予約システムの利用の登録」を「利用者登録」に改め、同条第2項中「予約システムの利用の登録」を「利用者登録」に、「同条第3項」を「同条第4項」に、「前項」を「第2項」に、「登録確認書」を「利用者登録通知書」に改める。

第9条(見出しを含む。)中「登録確認書」を「利用者登録通知書」に改める。

第10条第1項中「上尾市公共施設予約システム利用登録変更(廃止)届出書(第3号様式)に登録確認書」を「利用者登録変更(廃止)届出書(第2号様式)に利用者登録通知書」に改め、同項各号中「予約システムの利用の登録」を「利用者登録」に改め、同条第2項中「予約システムの利用の登録」を「利用者登録」に改める。

第11条第2項中「又は承認」を「(承認を含む。以下同じ。)」に改め、同条第3項中「又は承認」を削り、「次の各号に掲げる公共施設の区分に応じ、当該各号に定める様式による許可書、承認書又は許可証」を「許可書兼領収書」に改め、同項各号を削り、同条第4項中「前項」を「第3項」に、「許可書、承認書又は許可証」を「許可書兼領収書」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項の許可書兼領収書は、別に定める。

第12条(見出しを含む。)中「登録確認書」を「利用者登録通知書」に改める。

第13条の見出しを「(公共施設の利用の予約の取消し等)」に改め、同条中「ときは、」の次に「当該利用の予約を取り消し、又は」を加える。

第14条の見出しを「(利用者登録の抹消)」に改め、同条中「予約システムの利用の登録」を「利用者登録」に改める。

別表備考中「予約システムの利用の登録」を「利用者登録」に改め、「(第2号様式において「施設グループ」という。)」を削る。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

利用者登録申請書

年 月 日

(宛先)

上尾市長

申請者 氏 名 _____

電話番号 _____

上尾市公共施設予約システムを利用するため、次のとおり登録を申請します。

フリガナ			
団体名 又は 氏名			
	電話番号		
所在地 又は住所	〒		
主な活動内容			
メールでの抽選結果送信	1 希望する 2 希望しない	(メールアドレス1件のみ)	
パスワード	(4桁・数字のみ)0000～9999		
他の施設でも利用者 登録がありますか？	1 ある 2 なし	登録施設での利用者IDとパスワード	
		利用者ID	
		パスワード	

団体登録の方は、以下にもご記入ください。

代表者	フリガナ		合計 人数	市内	人
	氏名			市外	人
*代表者と連絡先が異なる場合					
連絡先	フリガナ				
	氏名				
	電話番号				

施設 使用欄	備考	

第2号様式(第10条関係)

利用者登録変更(廃止)届出書

年 月 日

(宛先)

上尾市長

届出者 氏 名 _____

電話番号 _____

上尾市公共施設予約システムの利用者登録の変更(廃止)を届け出ます。

登録した事項に変更が生じたことによる届出の場合は、該当する項目のみ記入してください。

フリガナ			
団体名 又は 氏名			
	電話番号		
所在地 又は住所	〒		
主な活動内容			
メールでの抽選結果送信	1 希望する 2 希望しない	(メールアドレス1件のみ)	
パスワード	(4桁・数字のみ)0000～9999		
他の施設でも利用者 登録がありますか？	1 ある 2 なし	登録施設での利用者IDとパスワード	
		利用者ID	
		パスワード	

団体登録の方は、以下にもご記入ください。

代表者	フリガナ		合計 人数	市内	人
	氏名			市外	人
*代表者と連絡先が異なる場合					
連絡先	フリガナ				
	氏名				
	電話番号				

※ 登録内容の変更時には、パスワード又は運転免許証などで本人であることを確認させていただく場合があります。

施設 使用欄			備考

第 3 号様式から第 7 号様式までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 6 年 6 月 26 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の上尾市公共施設予約システムの利用に関する規則（以下「新規則」という。）第 8 条第 4 項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付された利用者登録通知書に係る利用者登録（新規則第 6 条第 1 項に規定する利用者登録をいう。）の有効期間について適用し、施行日前に交付された上尾市公共施設予約システム利用登録確認書に係るこの規則による改正前の上尾市公共施設予約システムの利用に関する規則（以下「旧規則」という。）第 8 条第 3 項の規定による登録の有効期間については、なお従前の例による。
- 3 新規則第 12 条の規定は、施行日以後に交付された利用者登録通知書の携帯及び掲示について適用し、施行日前に交付された上尾市公共施設予約システム利用登録確認書の携帯及び掲示については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際、現に提出されている旧規則第 1 号様式による申請書は、新規則第 1 号様式によるものとみなす。
- 5 この規則の施行の際、現に提出されている旧規則第 3 号様式による届出書は、新規則第 2 号様式によるものとみなす。
- 6 この規則の施行の際、現に交付している旧規則第 5 号様式による許可書兼領収書、第 6 号様式による承認書兼領収書及び第 7 号様式による利用許可証は、新規則第 11 条第 4 項の規定により別に定める許可書兼領収書とみなす。